

人と動物の共生を目指して 地域猫のすすめ

千葉市には、屋外で暮らす猫による糞尿被害などの苦情が多く寄せられています。また、母猫とはぐれた生まれたばかりの子猫やケガを負って動けない猫、著しく衰弱している猫などが年間に約**200頭**収容されます。その他にも、街中では多くの猫が交通事故などで亡くなっています。

これらの猫の大半は、無責任な飼い主に見捨てられた猫、適正に管理されず繁殖してしまった猫です。

猫に起因した地域問題の解決に向けて、飼い猫の適正飼養、飼い主のいない猫の適正管理を啓発していますが、未だ社会全体に浸透できていないことから、「捕まえて処分すればいい」「餌を与えるのをやめればいい」という動物愛護、動物福祉に反する意見が寄せられることもあります。

「愛護動物」である猫は、虐待したり、捨てたりしてはならないのはもちろんのこと、飼い主のいない猫であっても、周辺環境保全の観点からも、人により適正に管理されることが望まれます。

飼い主のいない猫を減らすには、不妊去勢手術を実施し、適正に管理することが唯一の近道となります。

実際に、10年取り組んで屋外で暮らす猫がいなくなった地域もあります。

飼い主のいない猫たちの一代限りの生涯を、地域の人々の手で温かく見守ってあげられたら、それは素晴らしいことだと思います。

千葉市では、不幸な猫たちを減らし、住みよい街にするために、「**地域猫活動**」の推進に取り組んでいます。

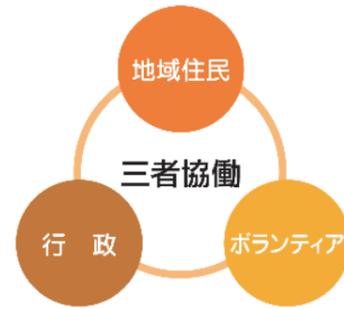
千葉市



地域猫とは？

地域住民に理解され、これ以上増えないように不妊・去勢手術をして、一代限りの天寿を全うさせるために、地域でルールを決めて、管理されている飼い主のいない猫たちを「地域猫」といいます。地域にお住まいの皆さんの理解と協力の元に、地域で猫を適正に管理しながら共生していきます。

地域猫のスタイルは、猫の生息する場所、行動範囲、地域住民やボランティアの組織単位や、活動への関わり方などによって様々で、地域猫活動は、「地域住民」「ボランティア」「行政」の三者が協働して進めています。



地域猫の目的

- ① 飼い主のいない猫の存在を排除するのではなく、地域の問題としてとらえ、地域でトラブルを減少させる
- ② 飼い主のいない猫の排泄物を清掃し、地域の住環境を保つ
- ③ 子供達に「命の尊さ」・「優しい心」・「思いやり」を伝えられる

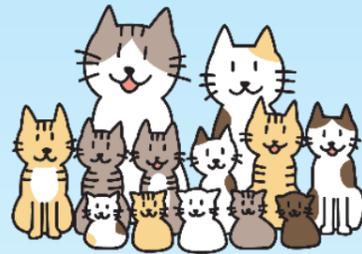
地域猫活動のルール

地域猫の成立のためには、以下のことが必要です。

1 不妊・去勢手術

猫は繁殖力がたいへん高く、4～8匹の子猫を、年2～3回生みます。生まれたばかりの子猫たちは飢えて死んでしまったり、カラスに襲われたり、感染症、厳しい寒さ、暑さに耐えきれず、命を落としていきます。また、増えすぎた猫たちは、糞尿、鳴き声、庭を荒らすなどで、人の迷惑になります。

こういった不幸な猫たちを増やさないために、世話をする猫への不妊・去勢手術をします。また、手術をした猫には、耳先カットなどで、わかるようにします。



手術をすると、こんなに良いことが・・・

- 不幸な猫たちが生まれなくなります。
- 生殖器の病気を予防できます。
- 尿臭がうすくなり、スプレーも減ります（特にオスは効果が高いです）。
- さかりの鳴き声が止まります。
- メスをめぐってのケンカや放浪がなくなります。
- 行動範囲がせばまり、他の地域に迷惑がかからなくなります。



「耳先カット」により、不妊去勢手術が終了している猫であることが一目でわかり、2度の手術をされることが防げます。動物にとって苦痛は全くありません。

2 排泄物のお掃除

エサをあげれば、ウンチやおシッコもします。エサ場やその周辺を巡回し、必ず毎日回収と掃除をします。また、猫用トイレを設置することで掃除が楽になり衛生上の管理がしやすくなります。



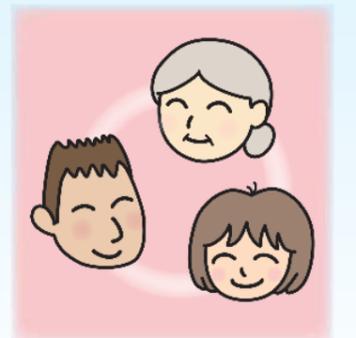
3 エサの与え方

エサは時間を決めてやります。量は猫が食べきれるだけを与え、容器を回収し、常に清潔にします。置きっぱなしはいけません。不衛生なうえに、悪臭の元となります。カラスやハトのエサ場にもなり、フンで汚されます。エサ場は、自宅敷地内か、ご近所の方々と相談して、他人に迷惑がかからない場所にします。

4 近隣の方への説明

状況を把握し、記録（不妊・去勢手術の実施状況、頭数、その他気付いた事など）をとって、近隣の方にお話しします。それによりトラブルを未然に防ぎます。活動内容（猫の説明など）を書き込み、各戸に配布することも有効です。

地域猫活動を行うためには、近隣の方の理解を得ることが必要です。動物が嫌いな人に配慮しながら、良き理解者、協力者を得ていきましょう。



猫を飼っている方へ

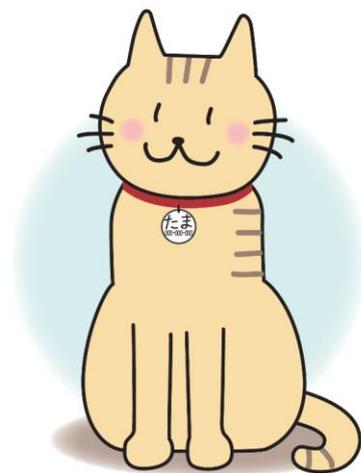
不妊・去勢手術をしましょう

室内飼いをしましょう

一生飼い続ける責任をもちましょう

身元の表示（迷子札、マイクロチップ）をしましょう

不妊・去勢手術をしていない猫を外に出すと、他のところで子猫が生まれ、飼い主のいない猫が増える原因となります。室内飼いを徹底することで、交通事故や感染症にかかることが防げます。



動物の愛護及び管理に関する法律

- ❌ 猫は法律で「愛護動物」と定められています。
- ❌ 愛護動物を殺したり傷つけたりしてはいけません。
(5年以下の懲役または500万円以下の罰金)
- ❌ 愛護動物を衰弱させるなどの虐待をしてはいけません。
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- ❌ 愛護動物を遺棄(捨て猫)してはいけません。
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

動物愛護管理法

遺棄犯罪は懲役1年
罰金100万円。

動物愛護管理法

殺傷犯罪は懲役5年
罰金500万円。
衰弱虐待は懲役1年
罰金100万円。



千葉県動物保護指導センター

住 所：千葉県稲毛区宮野木町 445-1

電 話：043-258-7817

制作協力：千葉県猫ボランティア連絡会

2024.3

